幌延町安全で安心なまちづくり推進

基本計画

平成30年 7月

幌 延 町 幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会

目 次

はじめに

~協働の精神で、安全で安心なまちづくり推進基本計画の策定にあたって~

第1章 基本計画策定の趣旨

- 1. 基本計画策定の趣旨
- 2. 基本計画の施策対象の範囲

第2章 現状と課題

- 1. 幌延町及び北海道の現状
- (1) 幌延町の災害の状況
- (2) 幌延町の犯罪の状況
- (3) 幌延町の交通事故の状況
- (4) 北海道の少年非行の状況
- 2. 幌延町の課題
- (1) 危機管理意識の不足
- (2) 地域コミュニティ意識の希薄化と犯罪防止機能の低下
- (3) 規範意識の低下と青少年犯罪の深刻化
- (4)公共施設及び事業活動における防犯意識
- (5)情報化を背景とした犯罪の増加

第3章 基本方針

- 1. 意識づくり(自助)
- 2. 地域づくり(共助)
- 3. 環境づくり(公助)
- 4. 推進体制の整備

第4章 推進計画

- 1. 防災対策
- 2. 防犯対策
- (1) 防犯対策の推進
- (2) 自主防犯活動の促進
- (3)公共施設の整備及び駐車場等の設置者等の努力義務
- (4) 犯罪の防止に配慮した住宅の普及及び住宅を建設しようとする者等の努力義務
- (5)空地空家の管理
- 3. 児童等の安全確保
- (1) 学校等における児童等の安全確保
- (2) 学校等における安全対策の推進体制の整備
- (3) 通学路等における児童等の安全の確保
- (4) 安全教育等の充実
- 4. 青少年の健全育成
- (1) 青少年の健全育成
- (2) 青少年の有害環境からの保護

第5章 推進体制の整備

- 1. 「幌延町安全で安心なまちづくり推進本部」の設置
- 2. 犯罪被害者等への支援
- 3. 庁内推進体制の整備
- 4. 警察署等関係行政機関との連携

資料編

- 資料1 幌延町の災害の状況
- 資料2 幌延町の犯罪の状況
- 資料3 幌延町の交通事故の状況
- 資料4 北海道の少年非行の状況

幌延町安全で安心なまちづくり推進基本計画

はじめに

~協働の精神で、安全で安心なまちづくり推進基本計画の策定にあたって~

近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域社会の連帯意識の希薄化、犯罪防止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしております。

こうした状況は、本町においても例外ではなく、住居等へ侵入しての窃盗等犯罪や交通事故、さらには迷惑行為による住民間のトラブル等が増加し、町民生活に不安が広がってきております。

このような状況の下、本町においては、平成21年4月にまちづくりの理念を明らかにした「幌延町まちづくり基本条例」を制定しました。その条例の中で、まちづくりの基本方針として「安全安心なまちづくり」を規定しております。

この「安全安心なまちづくり」の実現のため、平成21年1月町民参加による「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例策定検討委員会」を設置し、「町民の生活の安全安心に関する条例のあり方」及び「具体的な取組み」について検討をいただきました。

検討委員会からは、平成21年8月20日町長に報告書が提出され、その概要は次のとおりです。 町民が犯罪のない安全で安心なまちを実現するためには、

- ① 町民一人ひとりが、「自らの安全は自らが守る」という防犯意識を持つこと(自助)
- ② 町民・地域活動団体等の相互の連携・協力により「地域の安全は地域で守る」という連帯意識 を高めること(共助)
- ③ 町は、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進すること(公助)
- ④ 安全で安心なまちづくりを推進する施策等について協議する「安全で安心なまちづくり推進協 議会」の設置

が必要であり、「自助」「共助」「公助」の協働の精神で町民、町、地域活動団体、事業者等及び関係行政機関が取り組むための条例づくりと、総合的・具体的な計画の策定が必要との報告書をいただき、これを踏まえた条例「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」が、平成 21 年 12 月議会で可決されました。

本条例の施行を受け、1日も早く安全で安心なまちづくりのため、平成22年1月「幌延町安全で安心なまちづくり推進協議会」を設置し、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現にむけた取り組みが進めらることとなり、町、町民、地域活動団体及び関係行政機関が連携・協働し、地域が一体となって犯罪等地域の安心・安全を脅かす事案への取組みを推進することが重要なことから、平成22年11月1日に「幌延町安全で安心なまちづくり推進基本計画」を策定したところです。

本基本計画については、必要に応じ、適切な見直しを行うこととされており、このたび、地域状況に沿った形態へと見直すこととしました。

引き続き、本町では、警察署等関係行政機関との連携・協力のもと、基本計画に基づき、町民、 地域活動団体、事業者等、町がそれぞれの立場での取組みを行うとともに、それぞれが連携・協働 し、地域全体が一体となって安全で安心なまちづくりに関する施策を展開することにより、犯罪の ない安全で安心な地域社会の実現を目指してまいります。

平成30年 7月31日

幌延町長 野々村 仁

第1章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画策定の趣旨

近年の急激な社会環境の変化は、地域住民の価値観や生活様式を多様化させ、地域連帯意識の 希薄化、犯罪防止の機能及び青少年の規範意識の低下などをもたらしてきております。その結果、 住居等への侵入の窃盗等の犯罪や事故が増加しております。

このような背景のもと、地域における犯罪や事故を未然に防止するため、「自助」「共助」「公助」の協働の精神で、町、町民、地域活動団体事業者及び関係行政機関が果たす役割を明らかにし、安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的、計画的に推進することにより、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とした「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」(以下「条例」という。)が、平成21年12月11日に制定されました。

幌延町安全で安心なまちづくり推進基本計画は、この条例に基づき、安全で安心なまちづくり を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2. 基本計画の施策対象の範囲

基本計画の施策対象の範囲は、犯罪などの発生を未然に防止するための基本的な事項を定めています。

地域住民の安全・安心を脅かす要因は多種多様で、大きく分けて、自然災害、火災、犯罪、事故、健康侵害、いじめ・不登校、弱者虐待、家庭内暴力及び環境破壊等に分類されます。

条例では、この内基本的施策として「防災対策」「防犯対策」「児童等の安全の確保」「青少年の健全育成」を取り上げております。そのほかの要因については、独立した枠組みで施策が体系化されていたり、北海道等で整備されている施策で対応が十分可能との判断から、上記の施策に主眼を置いた基本計画になっています。

しかし、住民の生活様式や社会状況の変化などによって求められる施策対象の範囲は変化する ことが予想されますので、臨機応変に条例改正及び基本計画の改訂を行っていきます。

第2章 現状と課題

1. 幌延町及び北海道の現状

(1) 幌延町の災害の状況

幌延町は自然災害の少ない地域とされており、地震による大きな災害などは発生していませんが、以前には水害による大きな被害が発生したことがあります。

近年大きな被害をもたらす自然災害はありませんが、温暖化など地球環境変動により想定できない自然災害が発生する可能性もあることから、日頃からの備えが重要です。

また、火災などの人為的災害はたびたび発生しており、広大な原野などを有する特性上、乾燥する時期などにはいっそうの注意が必要です。

(2) 幌延町の犯罪の状況

町内では、殺人や強盗などの凶悪犯罪や暴行や傷害などの粗暴犯罪などの発生件数は少なく、 窃盗などがたびたび発生している状況です。

ただし、一般的な傾向として、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺や、子供や女性を対象とする犯罪等が目立っているため、「向こう三軒両隣」の精神を持ちつつ、周囲での見守りが必要です。

(3) 幌延町の交通事故の状況

死亡交通事故などの人身事故件数は少ないですが、物件事故件数は年間100件前後で推移していることから、交通事故の危険性はどこにでも潜んでいる状況にあるといえます。

(4) 北海道の少年非行の状況

北海道の非行少年(20 歳未満)総数は、近年では、平成 19 年をピークに減少傾向にあります。

また、刑法犯検挙・補導人員推移も減少傾向にありますが、万引きや占有離脱物横領といった初発型非行が刑法犯検挙・補導人員全体の7割前後で推移するという特徴があります。初発型非行は繰り返すうちに犯罪意識が薄れ、徐々に犯行がエスカレートしていく犯罪の入口となることも多いため、たいへん危険です。

刑法犯で検挙・補導した少年の非行の動機・原因は、自己中心的で短絡的な考えやスリル感、興味本位等から犯罪を犯すなど、依然として少年の規範意識の低下が見られます。

非行少年には該当しないものの、飲酒、喫煙、深夜はいかいなどの不良行為などで補導された少年は 1 万人を超える状況にあり、行為別では、喫煙や深夜はいかいが 6 割を超えています。

近年では、出会い系サイト・コミュニティサイト利用による性犯罪に巻き込まれるケースも 増加しており対策が求められています。

2. 幌延町の課題

幌延町の安全・安心を脅かしている状況を見ると、件数的には多くはなく、また、生命を失う 事案も少ないですが、一歩間違えば命を落としかねない危険が潜んでいます。

犯罪の要因を特定することは難しいことですが、考えられる要因・課題は次のとおりです。

(1) 危機管理意識の不足

近年の急激な社会環境の変化等により、凶悪な事件が多発していますが、「明日はわが身」と考えず、「自分は大丈夫」と考えてしまう日本人の危機管理意識の低さが指摘されています。また、幌延町においては、幌延地区と問寒別地区に警察官が1人ずつ配置されている状況で、犯罪抑止効果の高い警察官によるパトロールを実施する時間が少ないなど、治安の維持に十分な体制がとれない状況にありながら、治安の維持や地域の安全は警察に委ねてきた傾向があり、危機管理意識の低さも指摘されています。

(2) 地域コミュニティの連帯意識の希薄化と犯罪防止機能の低下

生活様式や価値観の多様化による地域における結びつきの希薄化、核家族化や単身世帯の増加、更にはプライバシー重視の考え方もあり、近隣との連帯意識が希薄化や無関心層の増大が課題となっています。

このため、不審者等に対する町民や地域の目がおろそかになり、地域社会による犯罪防止機能が低下し、犯罪が起こりやすい環境が心配されます。

(3) 規範意識の低下と青少年の非行

近年、若者の一部に他人の迷惑を省みない行動が見られるなど、社会的な規範意識の低下が指摘されています。

青少年の非行は、家庭、学校、地域社会等の問題が複雑に絡み合って生じています。

子どもへのしつけや子どもに注意できない親や大人の増加、自分の都合や願望ばかりを子どもに押し付けようとする保護者、社会的ルールを守らない大人、青少年を利用し、犯罪に引き込もうとする大人等、規範意識の低下は憂慮すべき事態となっています。

このように、青少年非行が家庭、学校、地域社会等の在り方の問題の反映であることを、まず、大人自身が直視し、反省しなければならない。そして、青少年に対して、地域の人々と共に生きていこうとする意欲を持たせ、それを持続させていくことは、大人たちの重要な役割であり、責任でもあります。

幌延町では、大きな青少年犯罪につながる事件、事故は発生していないが、モラルの低下や 地域の連帯意識の希薄化、急激な情報化社会の進行が、青少年の健全育成を阻害する要因にも なっています。家庭、学校、地域がしっかり青少年を見守る環境づくりを進めながら、地域力 を高めることが重要になってきます。

(4) 公共施設及び事業活動における防犯意識

犯罪が多発している場所は、通学路など日常生活に不可欠な道路、多くの人が利用する公園や駐車場などです。

また、どこにでも設置されている自動販売機は、売上金やつり銭を狙う窃盗犯の格好のターゲットになっているとともに、誰でもカンタンに酒やタバコを購入できることから、青少年の健全育成上好ましくない状況にあります。ただ、タバコについては、平成 20 年から taspo (タスポ) 対応の「成人識別たばこ自動販売機」導入されたが、その効果に疑問を投げかける向きもありますので、期待をしながら取組みの推移をみていきます。

(5)情報化を背景とした犯罪の増加

情報社会の進展に伴って、インターネットや携帯電話などの情報機器を使った犯罪も多発してきています。中には有害情報が氾濫し、出会い系サイトなど、特に青少年に与える悪影響も指摘されています。また、情報機器を用いた悪徳商法などの増加が予想され、被害の未然防止策等対策が急がれています。

第3章 基本方針

私たちは、自らの安全は自らが守るという意識を持つとともに、町民にとっても、本町を訪れる人にとっても、安全で安心なまちづくりの実現を図るため「幌延町安全で安心なまちづくり推進条例」を制定しました。

行政・町民・地域活動団体・事業者等・関係行政機関が「自助」「共助」「公助」の協働の精神で連携・協力し、次の事項を基本として推進します。

1. 意識づくり(自助)

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自らの安全は自らが守る」という 町民自らが防犯意識を持ち、自主防犯意識を高めます。

2. 地域づくり(共助)

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、地域で助け合う連帯意識を醸成し、「自分の地域の安全は、地域で守る」という地域づくりを進めます。

地域の安全確保のため、地域住民・地域活動団体・事業者等が一体となって、自主的な防犯活動を推進します。

3. 環境づくり(公助)

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりは、「犯罪にあわない、犯罪をおこさない」環 境づくりを進めます。

安全で安心なまちづくりに関する施策を総合的に推進します。

4. 推進体制の整備

安全で安心なまちづくりは、町、町民、地域活動団体、事業者等の適切な役割分担のもと、それぞれが連携・協力して効果的に進めなければならない。

安全・安心に関わる具体的な取組みを推進するための推進体制の整備を図っていきます。

第4章 推進計画(各主体の取組み施策)

1. 防災対策

町の災害対策については、災害対策基本法によって策定が義務づけられている「地域防災計画」を中心に実施されている。同計画では災害予防、災害応急 対策、災害復旧等について定めており、町長の権限としては、災害予防や避難に関すること、災害対策本部の設置や組織の運営、資機材の備蓄、情報収集や 広報・伝達等である。

町民等が災害等の発生に備え、防災意識の向上を図り、地域が一体となった災害に強いまち・人づくりを推進するため、それぞれの果たす役割の取組みは次のとおりとする。

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
 ○地域防災計画の策定・推進 ○災害等に関する情報等の提供 ○情報伝達・広報体制の確立 ○重要警戒区域の設定 ○防災ハザードマップの提供 ○災害に強いまちづくりの推進 ○耐震診断及び耐震改修の普及及び啓発 ○災害対策に関する組織の整備 ○災害対策に関する組織の整備 ○防災訓練の実施 ○食料や生活必需品の備蓄、防災資機材の確保・点検等 ○自主防災組織の設立・運営支援 ○災害等に関する調査・研究の実施 	 ○災害時の連絡先及び連絡方法の確保 ○避難経路及び方法についての確認 ○隣近所との相互協力関係の構築 ○地域における危険個所の把握 ○自主防災組織等との連携・協力 ○行政機関が実施する災害対策事業への協力 ○建築物等の耐震性及び耐火性の確保 ○飲料水及び食糧の確保 ○出火の防止 ○消火器等を配備し、初期消火への対応 ○火災警報器の設置 ○建築物等の不燃化への対応 ○防災訓練への参加 	○自主防災組織の設立○地域住民との連携・協力○高齢者や身体障害者等、避難行動要支援者への支援○防災訓練の実施○地域防災リーダーの育成	 ○行政機関が実施する災害対策事業への協力 ○事業活動中の災害防止対策の実施 ○管理する施設及び設備の安全確保その他の災害対策の実施 ○管理する事業所の周辺住民や自主防災組織等との連携・協力 ○防災訓練の実施、参加機会の提供 ○従業員への防災教育の実施
○町民等への火災予防(放火等)の啓発 ○防火パトロールの実施 ○ボランティア活動への支援 ○高齢者や身体障害者等、避難行動要 支援者への災害対策の推進	○防火パトロールの実施	○防火パトロールの実施	〇防火パトロールの実施

2. 防犯対策

「自らの安全は自らが守る」という「自助」の精神と、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の連帯意識のもと、町民一人ひとりが防犯意識を持ち、自ら犯罪防止に努めるとともに、町民や地域活動団体等が、お互いに連携し、一体となって防犯活動の実施に努めます。

(1) 防犯対策の推進

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
○庁内体制の整備 ○広報活動の推進 ・啓発リーフレット等の作成・頒布 ・"広報ほろのべの窓"への掲載 ・ホームページへの掲載 ・防災行政無線及び告知端末機の 活用 ・防犯パトロールの実施 ・啓発看板の作成・設置 ○事業者等への啓発活動等	○防犯意識の高揚及び防犯知識の 習得○大人の意識改革(子どもに模範を 示す)	○防犯活動の推進	○従業員への防犯知識の普及・啓発

(2) 自主防犯活動の促進

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
○自主防犯活動団体の育成 ○住民活動への支援 ・防犯ステーションの推進 ・防犯ステッカー等の配布	○自主防犯活動の推進 ・防犯ステーションの推進 ・防犯パトロールへの参加 ○カギかけの励行 ○地域ぐるみの防犯活動への参加	○地域ぐるみ防犯活動の実施 ・町内会・自主防犯組織によるパトロールの実施 ・わんわんパトロールの実施	 ○施設等の防犯対策 ・防犯性の高い鍵への交換 ・防犯力メラの設置 ・防犯灯の整備 ○地域の一員としての取組み ・各事業者の営業所等へのステッカーの添付 ・不審者発見ネットワークづくり

(3)公共施設の整備及び駐車場等の設置者等の努力義務

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
 ○公共施設の防犯対策 ・防犯性の高い公共施設の整備 ・防犯力メラの設置 ・防犯灯の整備 ○道路 ・冬期間の除排雪により歩・車道の確保に配慮すること。 ・道路や道路の周辺においては、見通しを確保する措置をとる。なお、冬期間にお 	○道路	○道路	○道路
いても同じ。 ・冬期間において車道への雪だし禁止の指 導	・冬期間において車道への雪だ し禁止の励行	・冬期間において車道への雪だし禁止の指導	・冬期間においての適正な除排雪
・防犯灯、街路灯の設置及び照度の確保・屋根からの雪・氷等による事故防止の指導	・屋根からの雪·氷等による事故 防止の励行	・屋根からの雪·氷等による事故防 止の指導	・屋根からの雪·氷等による事故 防止の励行
 ○公園 ・植栽、いけ垣、ブランコ等の遊戯施設等は、周囲の道路、住居等からの見通し確保 ・防犯灯、街路灯の設置及び照度の確保・周辺での防犯ステーションの普及 ○駐車・駐輪場 ・夜間において人の行動を視認できる照度の確保 ○公衆便所 ・周囲からの見通しが確保された場所に設置 ・人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度の確保 ・定期的な清掃、落書き点検 			○駐車・駐輪場 ・夜間において人の行動を視認 できる照度の確保

(4) 犯罪の防止に配慮した住宅の普及及び住宅を建築しようとする者等の努力義務

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
○国及び道が示す留意事項及び指針	〇国及び道が示す留意事項及び指		○国及び道が示す留意事項及び指針
に沿った住宅建設の指導・推進	針に沿った住宅建設の指導・推進		に沿った住宅建設の指導・推進
○国及び道が示す留意事項及び指針	〇国及び道が示す留意事項及び指		○国及び道が示す留意事項及び指針
に沿った住宅の建設	針に沿った住宅の建設		に沿った住宅の建設

【参考】

■国の取組み

- 口共同住宅
- ◎国の「安全・安心まちづくり推進要綱(平成18年4月20日)」の規定に配慮した設計・建設にあたる。
 - 〇防犯に配慮した企画・設計等の基本原則
 - ①周囲からの見通しを確保する(監視性の確保)
 - ②居住者の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進を図る(領域性の確保)
 - ③犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる(接近の制御)
 - ④部材や設備等を破壊されにくいものとする(被害対象の強化・回避)

口戸建住宅

- ◎国と民間の官民合同会議による防犯住宅づくりが推進されている。
 - ○進入犯罪に強いまちづくり
 - ○自主防犯行動の促進
 - ○地域の自主防犯活動
 - ○防犯設備機械の活用

■北海道の取組み

口共同住宅

◎道は「住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」を策定し、防犯性の高い住宅の普及を推進することとしている。

口戸建住宅

回道は「住宅における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」を策定し、防犯性の高い住宅の普及を推進することとしている。

■戸建住宅の犯罪防止に配慮すべき事項

▲庭

- ・塀・柵又はいけ垣は見通しを良く
- 庭木の手入れはこまめに
- 防犯性能の高い錠前、補助錠
- ・庭木が2階への足場にならないように
- ・庭及び空地には足音が立つ砂利などを敷く

▲駐車場・車庫

- 身を隠せぬよう見通しを良く
- 2階への足場にならないように
- 防犯性能の高いシャッターの設置

▲玄関ドア

- ・ 防犯性能の高い錠前の取付け
- ドアの隙間にガードプレートの取付け
- ・錠の取付部を補助プレートで補強
- ・ 防犯サムターンに交換
- アラームなどの防犯器具の設置
- ・郵便受けのドア内側にカバーを設置
- ガラスは防犯合わせガラスにするか防犯 フィルムを貼る
- 植栽を低くして見通し良く
- ・照明・防犯等を設置し明るく
- ・留守と思わせない工夫
- ・長期不在時の隣近所への声のかけ合い及び郵便物・新聞の配達停止

▲物置

• 周囲から見通しの良い位置に設置

▲勝手ロドア

- 外からの見通しを良く
- ガラスは防犯合わせガラスにするか防犯 フィルムを貼る
- アラームなどの防犯器具の設置
- ドアの隙間にガードプレートの取付け
- ・ドアを丈夫なものに(腰板が薄いプラ等は不適切)
- ▲高窓(トイレ・浴室用)
- 外からの見通しを良く
- ・防犯性能の高い面格子の設置
- ガラスは防犯合わせガラスにするか防犯 フイルムを貼る
- 補助錠を取付け
- ロック付クレセントにする
- ▲1階掃き出し窓、2階窓、ベランダ用掃 き出し窓
- ・外からの見通しを良く
- ガラスは防犯合わせガラスにするか防犯 フィルムを貼る
- 補助錠を取付け
- ロック付クレセントにする
- ・ 2階窓は頑丈にし、面格子をつける

▲ベランダ

- ベランダの手すり・腰壁は見通しの良い 構造
- ・子どもの転落防止に縦桟の手摺が良い
- ・侵入しずらい高さ、トップガードの設置
- ・ 2階への足場にならない配置
- ・確実に施錠し大工道具等を侵入用具として利用させない

(5)空地空家の管理

町(行政)	町民(又は非町民)	地域活動団体	事業者等(又は町外事業者等)
○所有者への善良な管理の励行	○草刈や樹木の剪定○建物の施錠等	○空地空家情報の共有と公共機関 への情報提供	○草刈や樹木の剪定 ○建物の施錠等 ○事業活動の機械等資産がある場合 には、敷地内への侵入防止(柵や フェンスの設置)策を講じる

3. 児童等の安全確保

(1) 学校等における児童等の安全確保

(1) 子校寺にのける児童寺の女王唯体			
町(行政…設置者又は管理者)	町民	地域活動団体	事業者等
 ○学校等の安全対策の推進			
・不審者侵入時の危機管理マニュアルの策定及び見直し			
・ 学校等の危機管理についての教職員等に対する研修及び防犯訓練の実施			
・学校等の安全に関する点検活動の実施			
〇不審者の侵入防止対策			
・出入口の限定及び登下校又は通所時以外の児童等の出入りする玄関の施錠等			
適切な管理			
・来訪者用の入口及び受付の明示			
・ 来訪者の受付名簿の記入及び名札等の着用			
・来訪者に対する声掛け			
・ 来訪者と応接できるスペースの確保			
○緊急時に備えた体制の整備			
・不審者等の情報があった場合の警察等へのパトロール要請、登下校及び通所			
の方法の決定、児童等の保護者及び地域住民への連絡等			
・学校等への不審者侵入等の緊急時における警察等への通報、児童等の避難誘			
導、不審者への対応など教職員等の役割分担の明確化と防犯訓練の実施			
・ 近隣の学校等、警察署等の関係機関との情報交換を行う連絡体制の整備			
○施設・設備の点検整備			
・不審者の侵入防止、死角の排除等を目的とした教室、保育室、職員室等の配			
備の検討		·	
・フェンスや外灯(防犯ライト等)、学校等の施設の窓や出入口の錠等の点検	○地域における関係機		/
整備		全の確保に関する推進	
・ 死角の原因や避難の妨げとなる障害物等の除去 - 天寒者の得るための時間が供く時間カメラ等の時間を得る。		が通園、通学等に利用し	(いる追路のハトロー
・不審者の侵入を防ぐための防犯設備(防犯力メラ等の防犯監視システム等) スズ に ひ こ こ こ こ こ	ルの関が生で	なび学校等の施設外での	活動性の18の町里
及び防犯器具(さすまた等)の点検整備 〇地域における関係機関・団体等との連携	・学校寺の角成時が・児童等に対する声		心判时の人具の配値
・学校等における安全の確保に関する推進体制の整備		^{・掛け} :場合の警察や学校等へ。	の済起
・子校寺における女主の確保に関する推進体制の整備・不審者侵入に関する注意喚起の文書等の家庭への配布、地域での掲示等速や		- 場合の言奈や子校寺へ「る注意喚起の文書等の	
かな周知体制の整備	の掲示等速やかな		
•「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備		の家」等の緊急避難場所	の整備

(2) 学校等における安全対策の推進体制の整備

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
 ○地域における関係機関・団体等との連携 ・学校等における安全の確保に関する推進体制の整備 ・不審者侵入に関する注意喚起の文書等の家庭への配布、地域での掲示等速やかな周知体制の整備 ・「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備 	学校等の内外及び通学校等の開放時及び児童等に対する声か不審者を発見した場不審者侵入に関する等速やかな周知体制	の確保に関する推進体制 園、通学等に利用してい 学校等の施設外での活動 がけ 合の警察や学校等への通 注意喚起の文書等の家庭	る道路のパトロール 時の人員の配置 報 への配布、地域での掲示

(3) 通学路等における児童等の安全の確保

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
○危機管理意識の高揚	○危機管理意識の高揚		
・児童等の参加による安全点検	・児童等の参加による	安全点検	
・「地域安全マップ」の作成・ たるのでは、			
・広報紙、「地域安全マップ」等資料の作成・配布	〇児童等に対する安全確		
〇児童等に対する安全確保の取組み	・児童等に対する声挂		
・児童等に対する声掛け	• 通学路等のパトロー		
通学路等のパトロール		家」等の緊急避難場所の割	
・「子ども110番の家」等の緊急避難場所の整備と連携の強化	- · 緊急時の通報、その)他安全確保のための活動	
・緊急時の通報、その他安全確保のための活動			
・防犯ベルの配布			
○通学路等の安全点検	○通学路等の安全点検		
〇地域における関係機関・団体等との連携	○地域における関係機関	• 団体等との連携	
・安全の確保に関する推進体制の整備	安全の確保に関する推進体制の整備 ・安全の確保に関する推進体制の整備		
・児童等の安全を脅かす情報の提供・交換のネットワークの整備	・児童等の安全を脅力	`す情報の提供・交換のネ	ットワークの整備

※「子ども 110 番の家」: 子どもの安全を確保するため、警察と行政、教育委員会、学校、PTA、町内会等と連携するとともに、地域住民等の協力を得て、児童・生徒が「声かけ」や「つきまとい」などの身の危険や不安を感じた時、子どもが直ちに駆け込み、救助を求めることができる緊急の避難場所として設置するもの。主な設置場所は、 ●比較的留守がちでない家、商店等 ●通学路、子どもの遊び場等に近い家 ●「子どもの 110 番の家」のプレートの掲出に協力できる家など

(4) 安全教育等の充実

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
 ○安全教育の充実 ・緊急時の対処方法等防犯教室や防犯訓練の実施 ・「地域安全マップ」及び「子ども110番の家」等の緊急避難場所の周知 ・誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法の指導 ・被害に遭遇した時の連絡・通報等の対処方法の指導 ・「地域安全マップ」の作成等、児童等が主体となった地域安全学習の実施 	・「地域安全マップ」及知・誘拐、連れ去り等に	が犯教室や防犯訓練の実 なび「子ども110番の家 造力ないための対処方法の連絡・通報等の対処方法の	」等の緊急避難場所の周 の指導

4. 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成			
町(行政)	町民(保護者・家庭)	地域活動団体	事業者等
○豊かな人間性をはぐくむ環境づく	○豊かな人間性をはぐくむ環境づく	○豊かな人間性をはぐくむ環境づく	○豊かな人間性をはぐくむ環境
り	り	り	づくり
・家庭教育の情報提供と学習機会の	・家庭、学校、地域の連携	・家庭、学校、地域の連携	
提供	いじめ・不登校対策等の推進	・いじめ・不登校対策等の推進	
・いじめ・不登校対策等の推進	・親子等地域ぐるみの青少年育成活	・地域ぐるみの青少年育成活動の	・地域ぐるみの青少年育成活動
・学校、集会所等での居場所づくり	動の推進	推進	の推進
の推進	・保護者の役割の自覚	・学校、集会所での居場所づくり	
・読書環境づくりの推進	・父親の子育てへの積極的参加	・豊かな心と健やかな体の育成	
・ 青少年の社会参加活動の推進	・大人の意識改革	・地域スポーツ・レクリエーション	
・子ども会、スポーツ少年団活動へ	・家庭教育、PTA 活動への参加、	活動の推進	
の支援	協力	・世代間交流の推進	
・ふるさとを知り、学ぶ体験活動の		・ 青少年健全育成連絡協議会の推	
促進		進、情報交流	
○自立を促す環境づくり	○自立を促す環境づくり	○自立を促す環境づくり	○自立を促す環境づくり
・生涯学習の推進	・社会への関心・興味の育成		
・地域活動や公共活動への参加の促	・生涯学習の推進	・生涯学習の推進	- 多様な国際交流活動の推進
進	・地域活動や公共活動への参加の促	・地域活動や公共活動への参加の	
・青少年団体活動の促進	進	促進	〇北海道家庭教育サポート企業
・ 青少年活動の支援者の発掘、育成	・ 青少年団体活動の促進	・ 青少年団体活動の促進	等制度の促進
・多様な国際交流活動の推進		・ 青少年活動の支援の発掘、育成	

(2) 青少年の有害環境からの保護

町(行政)	町民	地域活動団体	事業者等
 ○社会環境の浄化の促進 ・非行防止対策の推進 ・薬物乱用の防止対策の推進 ・未成年者の飲酒・喫煙の防止対策の推進 ・有害図書類等有害環境の浄化の推進 ・いわゆる出会い系サイト等有害情報対策の推進 ・消費者教育の推進 	○社会環境の浄化の促進 ・非行防止対策の推進 ・薬物乱用の防止対策の推進 ・未成年者の飲酒・喫煙の防止対策の推進 ・有害図書類等有害環境の浄化の推進 ・いわゆる出会い系サイト等有害情報対策の推進 ・消費者教育の推進	○社会環境の浄化の促進 ・非行防止対策の推進 ・薬物乱用の防止対策の推進 ・未成年者の飲酒・喫煙の防止対策の推進 ・有害図書類等有害環境の浄化の推進 ・いわゆる出会い系サイト等有害情報対策の推進	○社会環境の浄化の促進 ・非行防止対策の推進 ・薬物乱用の防止対策の推進 ・未成年者の飲酒・喫煙の防止対策の推進 ・有害図書類等有害環境の浄化の推進 ・いわゆる出会い系サイト等有害情報対策の推進 ・消費者教育の推進 ・事業者等の適切な自主規制
○福祉を阻害する行為の防止促進 ・子どもの安全・安心の確保 ・児童買春等福祉犯罪への対策 ・児童虐待の予防と早期対応 ・民間防犯団体等との連携強化 ・指導・相談体制の充実	○福祉を阻害する行為の防止促進・子どもの安全・安心の確保・児童買春等福祉犯罪への対策・児童虐待の予防と早期対応	○福祉を阻害する行為の防止促進 ・子どもの安全・安心の確保 ・児童買春等福祉犯罪への対策 ・児童虐待の予防と早期対応 ・民間防犯団体等との連携強化	○福祉を阻害する行為の防止促進・子どもの安全・安心の確保・児童買春等福祉犯罪への対策

第5章 推進体制の整備

安全で安心なまちづくりの様々な取組みを推進していくためには、町、町民、地域活動団体及び事業者等が連携・協働し、町全体が一体となって犯罪を無くすための犯罪防止対策を総合的かつ効果的に推進するための体制整備及び活動の推進を図ります。

1.「幌延町安全で安心なまちづくり推進本部」の設置

基本計画の実施にあたっては、各関係機関からなる「幌延町安全で安心なまちづくり推進本部」を設置し、それぞれの立場で、また連携・協働して行うべき具体的な取組みについての協議を行い、町全体が一体となった総合的な活動の推進を図ります。

この推進本部は、関係機関・団体代表、事業者等、町民及び町の関係職員など20人以内で構成します。

2. 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするために、関係行政機関及び犯罪 被害者等を支援する活動を行う団体と連携し、犯罪被害者等からの相談に応じるとともに、情報 の提供その他の支援を行うよう努めます。

3. 庁内推進体制の整備

行政の全庁的な体制のもとに取り組む必要があることから、事務局を中心とした庁内関係各課の推進体制を整備し、安全で安心なまちづくりの実現に向けた施策の展開を図ります。

4. 警察署等関係行政機関との連携

治安の維持や地域の安全対策の中心となる警察署等関係行政機関との連携を強化し、地域全体で犯罪などの未然防止や青少年の健全育成等安全で安心なまちづくりを推進します。

資料編

資料1 幌延町の災害の状況

X	分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成22年度	平成 23 年度	平成 24 年度
火災		1		2	1	1
建物		1		2		1
林野						
車両						
その他					1	
水害						
台風、暴風						
雪害、地す	べり					
地震		1	_		_	
合	計	2	_	2	1	1

区分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28/年度	平成 29 年度
火災	1	1	6		2
建物			2		1
林野	1		1		
車両		1	1		
その他			2		1
水害					
台風、暴風					
雪害、地すべり					
地震					
合 計	1	1	6		2

※地震については震度3以上

消防署幌延支署•町

資料2 幌延町の犯罪の状況

罪種区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
凶悪犯					
殺人					
強盗					
放火					
強姦					
粗暴犯		1			
凶器準備集合					
暴行					
傷害		1			
脅迫					
恐喝					
窃盗犯	17	5	2	8	
知能犯(詐欺•横領)	1	1			1
風俗犯(賭博・わいせつ)	·	1			-
その他	1				-
合 計	19	8	2	8	1

罪種区分	平成 25年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
凶悪犯	1				
殺人	1(未遂)				
強盗					
放火					
強姦					
粗暴犯					1
凶器準備集合					
暴行					1
傷害					
脅迫					
恐喝					
窃盗犯	2	1	2	2	1
知能犯(詐欺•横領)		1			
風俗犯(賭博・わいせつ)		1	-	·	·
その他			4	1	·
合 計	3	3	6	3	2

※その他は、占有離脱物横領、失火、住居侵入、器物損壊などをいう。

天塩警察署

資料3 幌延町の交通事故の状況

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
人身事故件数	7	5	1	4	4
死者数		1		1	
負傷者数	12	6	1	3	4
物件事故件数	77	105	95	90	114
件数合計	84	110	96	94	118

	\boxtimes	分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
	人身事故	件数	3	2			2
	死者数	Ţ					
	負傷者	数	ω	2			3
牧	物件事故	件数	117	90	80	131	76
	件数	合計	120	92	80	131	78

天塩警察署

資料4 北海道の少年非行の状況

(単位:人)

					(半世・八)
区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平 23 成年	平成 24 年
刑法犯少年	3,631	3,194	2,813	3,108	2,271
犯罪少年	3,066	2,675	2,367	2,327	1,682
触法少年	565	519	446	781	589
特別法犯少年	173	179	151	162	149
ぐ犯少年	76	37	37	32	10
非行少年総数	3,880	3,410	3,001	3,302	2,430

不良行為少年	15,550	15,571	14,676	15,594	19,089
--------	--------	--------	--------	--------	--------

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
刑法犯少年	2,018	1,978	1,573	1,331	1,308
犯罪少年	1,447	1,375	1,066	887	
触法少年	571	603	507	444	
特別法犯少年	127	145	164	175	142
ぐ犯少年	17	13	9	1	
非行少年総数	2,162	2,136	1,746	1,507	1,453

不自行为小任	17/110	15.622	14,926	11272	15,622
个民17.6少年	17,419	15,632	14,920	14,373	15,632

※犯罪少年・・・・・ 罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の者をいう。

触法少年・・・・・ 刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の者をいう。

特別法犯少年・・・ 法以外の法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年をいう。

ぐ犯少年・・・・・ 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど一定の事由があって、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

非行少年・・・・・ 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。

不良行為少年・・・ 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

沿革

平成22年11月 幌延町安全で安心なまちづくり推進基本計画策定 平成30年 7月 一部改訂